

# 第 100 回定時株主総会招集に際しての電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

## ■事業報告

- ・中国電力グループの現況に関する事項…………… 2
  - (1) 主要な事業所
  - (2) 従業員の状況
  - (3) 主要な借入先
- ・当社の株式に関する事項…………… 3
- ・当社の会計監査人に関する事項…………… 4
- ・業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況…………… 5

## ■連結計算書類

- ・連結株主資本等変動計算書…………… 11
- ・連結注記表…………… 12

## ■計算書類

- ・株主資本等変動計算書…………… 22
- ・個別注記表…………… 23

〔 2023 年 4 月 1 日から  
2024 年 3 月 31 日まで 〕

**中国電力株式会社**

上記の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をされた株主のみなさまに交付する書面には記載しておりません。

## ■事業報告

## 中国電力グループの現況に関する事項

### (1) 主要な事業所 (2024年3月31日現在)

#### ① 当社の主要な事業所

- a. 本店 (広島県広島市)
- b. 支社 鳥取 (鳥取県鳥取市)、島根 (島根県松江市)、岡山 (岡山県岡山市)、山口 (山口県山口市)、東京 (東京都千代田区)
- c. 主要な発電所

区 分	発 電 所 名 (所在県名)
水 力 (出力 3 万 kW 以上)	俣野川 (鳥取県)、潮 (島根県)、新成羽川 (岡山県)、可部、南原、滝山川 (以上広島県)
火 力 (出力 20 万 kW 以上)	三隅 (島根県)、水島、玉島 (以上岡山県)、大崎 (広島県)、柳井、新小野田 (以上山口県)
原子力	島根原子力 (島根県)
太陽光	福山太陽光 (広島県)、宇部太陽光 (山口県)

#### ② 重要な子会社の主要な事業所

会 社 名		本店所在地	
総 合 エ ネ ル ギ ー 事 業	株式会社エネルギー・ソリューション・アンド・サービス	広島県広島市	
	エネルギー・パワー山口株式会社	山口県防府市	
	Chugoku Electric Power Australia Resources Pty.Ltd.	オーストラリア	
送 配 電 事 業	中国電力ネットワーク株式会社	広島県広島市	
	株式会社電力サポート中国		
情 報 通 信 事 業	株式会社エネコム	広島県広島市	
そ の 他	中電プラント株式会社	広島県広島市	
	株式会社エネルギーL&Bパートナーズ		
	株式会社エネルギー・ビジネスサービス		
	中電技術コンサルタント株式会社		
	中電工業株式会社		
	中電環境テクノス株式会社	広島県安芸郡府中町	
	中国計器工業株式会社		
	株式会社アドプレックス		広島県広島市
	テンパール工業株式会社		
	中国高圧コンクリート工業株式会社		

- (注) 1. 株式会社エネルギー・コミュニケーションズは、2023年7月1日付で、商号を株式会社エネコムに変更しました。
2. 2024年4月30日付で、当社グループが保有するテンパール工業株式会社の株式すべてを譲渡し、同社は当社の連結子会社ではなくなりました。

## (2) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

事業区分	従業員数(名)	前年度末比増減(名)
総合エネルギー事業	3,829	75減
送配電事業	4,597	44減
情報通信事業	963	11減
その他	3,387	21増
合計	12,776	109減

(注) 従業員数は、就業人員数を記載しております。

## (3) 主要な借入先 (2024年3月31日現在)

借入先	借入金残高(億円)
株式会社日本政策投資銀行	3,866
株式会社みずほ銀行	1,701
三井住友信託銀行株式会社	1,411
株式会社三菱UFJ銀行	1,196
株式会社三井住友銀行	1,102

## 当社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 10億株  
(2) 発行済株式の総数 3億8,715万4,692株  
(3) 株主数 12万6,409名  
(4) 大株主

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	46,180	12.8
山口県	34,005	9.4
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	15,170	4.2
日本生命保険相互会社	14,818	4.1
中国電力株式投資会	7,106	2.0
株式会社広島銀行	5,842	1.6
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	4,614	1.3
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	3,715	1.0
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	3,346	0.9
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	2,895	0.8

(注) 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式2,665万107株を控除して計算しております。

## 当社の会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	報酬等の額 (百万円)
①当年度に係る会計監査人としての報酬等の額	73
②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	127

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査報酬額と、金融商品取引法に基づく監査報酬額等を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額には、これらの合計額を記載しております。

また、②の金額のうち、確定していないものは、概算値によっております。

2. 監査等委員会は、社内関係部門および会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け、監査計画の内容、監査の実施状況および報酬見積りの算定根拠（監査日数、報酬単価）を確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等につきまして同意をしております。

3. 当社の重要な子会社のうちChugoku Electric Power Australia Resources Pty. Ltd. は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

4. 当社グループが支払うべき会計監査人としての報酬等の額については、上記以外に前事業年度に係る追加報酬の額が2百万円あります。

### (3) 非監査業務の内容

会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、当社の子会社のうち、中国電力ネットワーク株式会社は、超過利潤計算書、超過利潤累積額管理表、内部留保相当額管理表に対する合意された手続業務を、また、株式会社エネルギー・ソリューション・アンド・サービスは、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく手続業務をそれぞれ委託し、その対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由のいずれかに該当すると認められる場合、会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の適格性、独立性等を害する事由の発生により適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査等委員会は会計監査人の解任または不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

## 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制整備に関する基本方針

当社は、株主・投資家のみなさま、お客さま、地域社会等から信頼され選択される企業であり続けるため、次の方針に従って、必要な組織・制度等を継続的に整備し、エネルギーグループ一体となって適正な事業活動を推進していく。

#### 1. 当社の取締役、執行役員および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は通常月1回開催し、経営の基本方針・計画や重要な業務執行の決定を行うとともに、取締役から定期的に、また必要に応じて、職務執行状況の報告を受け、取締役の職務執行を監督する。また、執行役員に対して、必要に応じて職務執行の状況について、取締役会への報告を求める。
- (2) 取締役会に付議する事項を含め経営に関する重要事項について十分に審議するため、経営会議を原則として毎週開催する。
- (3) 執行役員に業務執行を担わせることにより、取締役会の意思決定および監督機能の強化、ならびに業務執行の効率化を図る。
- (4) エネルギーグループ企業行動憲章および中国電力コンプライアンス行動規範を制定し、取締役および執行役員がこれを率先垂範するとともに、自らの役割として使用人に対しその定着と徹底を図る。
- (5) 取締役会の諮問機関として、会長を委員長とし、社外有識者を構成員に含む企業倫理委員会を設置し、コンプライアンスに関する重要事項を審議する。また、コンプライアンスの推進を総括する組織を設置し、企業倫理・法令遵守の徹底を図るべく、コンプライアンス推進に係る諸制度の継続的な整備・充実、取締役、執行役員および使用人に対する教育等を行う。
- (6) 法令違反行為等の未然防止と是正を図るため、社内および社外（弁護士事務所）に直接相談・通報できる企業倫理相談窓口を設置し、相談者保護を含めた的確な対応を行う。
- (7) 各組織の長は、それぞれの組織内においてコンプライアンスに関する自己点検や教育等を行うとともに、業務運営に関する諸制度の整備を継続的に行う。
- (8) 財務報告に係る内部統制を総括する組織を設置し、財務報告の信頼性確保に係る制度の整備、指導・調整を行う。
- (9) 市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力による不当要求等への対応を総括する組織を設置し、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、断固として対決する。
- (10) 業務執行ラインから独立した内部監査組織を設置し、業務の適正を確保する観点から、監査を実施する。

#### 2. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理基本方針およびリスク管理規程を定め、各組織において各種リスクの洗い出し、評価、対応策の検討を行い、経営計画等に反映して継続的にリスク管理を実践する。

- (2) リスク管理を総括する組織を設置し、リスク管理に係る必要な指導・調整を行うとともに、社長執行役員を議長とするリスク戦略会議を設置し、重大な経営リスクへの対応方針等を総合的に検討する。
- (3) 非常災害その他重大な経営リスクが生じるおそれがある場合または生じた場合には、対策本部等を設置して、情報を一元的に収集・管理し迅速かつ円滑に対策を実施するとともに、適時・的確な情報公開を行う。

### **3. 当社の取締役および執行役員の職務執行に係る情報保存および管理に関する体制**

取締役および執行役員の職務執行に係る文書（電子文書を含む。）等については、文書規程等に基づき、法令に定めがあるものについては少なくともその期間、法令に定めがないものについても必要な保存期間を定め、適切に保存・管理する。

### **4. 当社の取締役および執行役員の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- (1) 経営の基本方針・目標を明確化し、経営計画制度によるマネジメントサイクルを的確に回すことにより、効率的な事業運営を推進する。
- (2) 適切に組織（組織機構・業務分掌・職務権限）・制度・情報システムの整備を行い、効率的に職務執行が行われる体制を継続的に整備する。

### **5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- (1) グループ企業の取締役、執行役員および使用人の職務執行が法令および定款に適合することならびに取締役および執行役員の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - a. グループ企業管理を総括する組織を設置するとともに、グループ経営の方針・目標を定め、グループ一体となった効率的な事業運営を推進する。また、グループ企業管理に係る諸制度を整備し、各企業の事業活動を適切に指導・支援する。
  - b. グループ企業におけるコンプライアンスを推進する体制整備については、当社の関係組織が連携して適切に指導・支援を行う。
  - c. 当社が設置する企業倫理相談窓口は、グループ企業に係る相談・通報に的確な対応を行う。
  - d. 当社の内部監査組織は、グループ企業における業務の適正を確保する観点から、監査を実施する。
- (2) グループ企業の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
グループ企業におけるリスク管理を推進する体制整備については、当社の関係組織が連携して適切に指導・支援を行う。
- (3) グループ企業の取締役および執行役員の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制
  - a. グループ経営に重大な影響を及ぼす事項を実施する場合には、当社への協議または報告を求める。
  - b. 上記 a. 以外でグループ企業において、コンプライアンスまたはリスク管理の観点からグループ経営に重大な影響を及ぼす事実が発生した場合、または発生が見込まれる場合には、当社への報告を求める。

**6. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性および監査等委員会から当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令外の組織として、監査等委員会の職務を補助する専任組織を設置し、必要な使用人を配置する。当該使用人については、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行に係る業務を兼務させず、もっぱら監査等委員会の指揮命令に従わせるものとし、また、人事に関する事項については、監査等委員会の同意を得たうえで行う。

**7. 当社の監査等委員会への報告に関する体制**

(1) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員および使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制

a. 監査等委員会は、経営会議や企業倫理委員会等の重要会議に監査等委員を出席させることができる。

b. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員および使用人は、監査等委員会への報告事項に該当する事実が発生した場合または発生が見込まれる場合には、速やかに報告を行う。

(2) グループ企業の取締役、執行役員、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制

グループ企業の取締役および執行役員の職務執行に係る事項の当社への協議・報告、企業倫理相談窓口へのグループ企業に係る相談・通報を受けた当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員および使用人は、遅滞なく当社の監査等委員会に報告を行う。

(3) 当社の監査等委員会に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査等委員会に報告した者に対して、その報告を行ったことを理由とする不利な取扱いは行わないこととし、そのための体制を整備する。

**8. 当社の監査等委員の職務執行（監査等委員会の職務執行に関するものに限る。）について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

監査等委員が職務執行（監査等委員会の職務執行に関するものに限る。）のために請求した費用等については、当社は、それが当該監査等委員の職務に必要なことを証明した場合を除き、速やかに処理を行う。

**9. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

(1) 代表取締役は、監査等委員会との意見交換のための会合を定期的に行い、経営全般について相互に認識を深める。

(2) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員および使用人は、監査等委員会が選定する監査等委員から職務執行状況の聴取および重要な決裁書類の閲覧等を求められた場合は、速やかにこれに応じる。また、内部監査組織は、監査等委員会に内部監査結果を適宜報告するなど、監査の実効性を高めるため、監査等委員会との連携を図る。

[注] グループ企業とは、会社法上の子会社および持分法を適用する関連会社とする。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- 中国電力グループ経営ビジョン「エネルギーチェンジ 2030」のもと、中期経営計画を策定のうえ、電気事業を中心とした事業を展開するにあたり、取締役会を15回開催し、経営の基本方針等の決定を行うとともに、業務執行状況等の報告を受け、取締役の職務執行を監督しております。
- 「企業倫理委員会規程」に基づき、企業倫理委員会を4回開催し、コンプライアンス推進施策や企業倫理相談窓口への対応、一連の不適切事案の再発防止策の実施状況等に関する社外有識者等からの積極的な提言・意見等をいただくとともに、「エネルギーグループ企業行動憲章」および「中国電力コンプライアンス行動規範（旧：中国電力企業倫理綱領）」等を見直し、コンプライアンスの推進に継続的に取り組んでおります。  
なお、コーポレートガバナンス・コードに定める各原則については、すべて実施し、その旨を開示しております。
- 「リスク管理規程」に基づき、事業活動に潜むリスクを的確に把握し、未然防止に向けた施策を実施するとともに、その対応状況のモニタリングを行い、毎年経営会議・取締役会へ報告のうえ、毎年度の経営計画に適切に反映しています。また、危機に対して迅速かつ適切に対応するため、「危機管理規程」に基づき、危機管理責任者（コンプライアンス推進部門長）に経営リスク情報を一元的に集約する危機管理体制のもとで危機の最小化に向けて取り組んでおります。
- 2021年度以降に顕在化した一連の不適切事案については、これまでも、新たに設置した「内部統制強化委員会」において社外有識者から評価・助言を受けるなどしながら、法令遵守の徹底、ガバナンス・内部統制システムの強化に向けた再発防止策を策定し、全社を挙げて着実に実行してきました。また、これらの事案に共通する企業文化を含む根本原因についても、副社長執行役員を本部長とする「不適切事案再発防止対応本部」を中心に、原因の分析と対応の方向性を議論してきました。今後、これらの方向性に沿って施策を具体化し着実に実行することにより、組織としての活力を取り戻すとともに、同様の事象を二度と発生させることのないよう、取り組んでまいります。
- グループ経営要綱において、グループ経営の原則およびグループ企業の管理・支援等のしくみを定めており、グループ中期経営計画および重要事項に関する協議・報告ならびに社長会議等を通じて、中国電力ネットワーク株式会社を含むグループ企業の事業活動に対する指導・支援等を行っております。また、グループ企業の取締役をメンバーとするエネルギーグループコンプライアンス・リスク管理責任者会議の開催（年2回）や当社からグループ企業への訪問等を通じて、グループ企業のコンプライアンス推進およびリスク管理について積極的に関与しております。
- 当社の内部監査部門は、「内部監査規程」に基づき策定した内部監査基本計画に則り、監査等委員会および会計監査人と連携を図りながら、当社およびグループ企業等の監査を実施しております。
- 当社およびグループ企業の経営に重大な影響を及ぼす事項等については、監査等委員会への報告規程に基づき、速やかに監査等委員会へ報告を行っております。

また、監査等委員会は、意思決定の経過および業務執行の状況を把握するため、経営会議や企業倫理委員会等の重要会議に監査等委員を出席させております。

監査等委員会の監査が実効的に行われることの確保を目的として、代表取締役と監査等委員4名（うち社外取締役3名）をメンバーとする意見交換会を開催（年2回）し、ガバナンス体制のあり方等に対する意見交換を実施しております。

## ■ 連結計算書類

# 連結株主資本等変動計算書

2023年4月1日から  
2024年3月31日まで

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
<b>当連結会計年度期首残高</b>	197,024	28,585	232,168	△ 38,886	418,892
<b>当連結会計年度変動額</b>					
剰余金の配当			△ 1,801		△ 1,801
親会社株主に帰属する 当期純利益			133,501		133,501
自己株式の取得				△ 12	△ 12
自己株式の処分		△ 0		0	0
その他		△ 51	368	△ 4	313
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額（純額）					
<b>当連結会計年度変動額合計</b>	-	△ 51	132,069	△ 16	132,001
<b>当連結会計年度末残高</b>	197,024	28,534	364,237	△ 38,902	550,893

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
<b>当連結会計年度期首残高</b>	6,840	△ 1,818	18,166	5,407	28,595	7,995	455,483
<b>当連結会計年度変動額</b>							
剰余金の配当							△ 1,801
親会社株主に帰属する 当期純利益							133,501
自己株式の取得							△ 12
自己株式の処分							0
その他							313
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額（純額）	6,515	7,565	8,722	2,581	25,384	531	25,916
<b>当連結会計年度変動額合計</b>	6,515	7,565	8,722	2,581	25,384	531	157,917
<b>当連結会計年度末残高</b>	13,355	5,747	26,888	7,988	53,980	8,527	613,401

# 連 結 注 記 表

2023年4月1日から

2024年3月31日まで

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

## 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 22社

連結子会社は、中電工業㈱、中電プラント㈱、中国計器工業㈱、㈱エネルギーL&Bパートナーズ、中電環境テクノス㈱、㈱エネコム、㈱エネルギー・ビジネスサービス、㈱エネルギー・ソリューション・アンド・サービス、㈱パワー・エンジニアリング・アンド・トレーニングサービス、Chugoku Electric Power Australia Resources Pty. Ltd.、Chugoku Electric Power International Netherlands B.V.、エネルギー・パワー山口㈱、Chugoku Electric Power America, LLC、Chugoku Electric Power Singapore Pte. Ltd.、中国電力ネットワーク㈱、㈱アドプレックス、中電技術コンサルタント㈱、㈱エネルギー・ロジスティックス、テンパール工業㈱、中国高圧コンクリート工業㈱、C&Cインベストメント㈱、㈱電力サポート中国である。

連結の範囲から除外した非連結子会社は、㈱エネルギー・スマイル、日電工業㈱、中国バンド㈱、中国レコードマネジメント㈱、Camellia Energy Pte. Ltd.、Sevens Pacific Pte. Ltd.、TEMPEARL INDUSTRIAL (VIETNAM) CO., LTD.であり、その総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金の規模等からみて、それぞれ連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としてもその影響に重要性がない。

## 2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社の数 6社

持分法を適用した非連結子会社は、㈱エネルギー・スマイル、日電工業㈱、中国バンド㈱、中国レコードマネジメント㈱、Sevens Pacific Pte. Ltd.、TEMPEARL INDUSTRIAL (VIETNAM) CO., LTD.である。

㈱エネルギー介護サービスは、保有株式を売却したため、当連結会計年度より持分法の適用範囲から除外している。

持分法を適用した関連会社の数 12社

持分法を適用した関連会社は、瀬戸内共同火力㈱、㈱福利厚生倶楽部中国、水島エルエヌジー㈱、大崎クールジェン㈱、海田バイオマスパワー㈱、㈱中電工、中国電機製造㈱、3B Power Sdn.Bhd.、Energy Fiji Limited、Jimah East Power Sdn.Bhd.、Vung Ang II Thermal Power LLC、Toyo Thai Power Myanmar Co., Ltd.である。

Orchid Wind Power GmbH及びStarwind Offshore GmbHは、連結子会社であるC&Cインベストメント㈱がOrchid Wind Power GmbHの持分の譲渡について合意し、Orchid Wind Power GmbHの議決権を放棄したため、当連結会計年度より持分法の適用範囲から除外している。

持分法を適用していない非連結子会社(Camellia Energy Pte. Ltd.)及び関連会社(ハウスプラス中国住宅保証㈱他)は、それぞれ連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としてもその影響に重要性がない。

## 3. 会計方針に関する事項

### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券

その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの … 決算期末日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定している。)

市場価格のない株式等 … 主として移動平均法による原価法

#### ② デリバティブ

時価法

#### ③ 棚卸資産

主として総平均法による原価法(収益性低下による簿価切下げの方法)

### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産 …主として法人税法に定める耐用年数に基づく定額法

無形固定資産 …主として法人税法に定める耐用年数に基づく定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売掛債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

② 湯水準備引当金

湯水による損失に備えるため、「電気事業法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第72号)附則第16条第3項の規定に基づき、改正前の電気事業法(昭和39年法律第170号)第36条の規定により、「湯水準備引当金に関する省令」(平成28年経済産業省令第53号)に定める額を計上している。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループにおける主要な事業は、当社の電気の発電・販売事業及び中国電力ネットワーク株式会社の一般送配電事業である。

当社の電気の発電・販売事業は、顧客との需給契約に基づいて電気を供給する義務を負っている。当該取引に係る料金収入については、毎月の検針により決定した電力量に基づき収益計上を行っている。

中国電力ネットワーク株式会社の一般送配電事業は、供給区域において託送供給及び電力量調整供給を行う義務を負っている。当該取引に係る料金収入について、託送供給は毎月の検針により決定した電力量に基づき収益計上を行い、電力量調整供給は毎月末日時点で決定した電力量に基づき収益計上を行っている。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用している。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については特例処理を、振当処理の要件を満たしている通貨スワップ取引については振当処理を採用している。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 … 金利スワップ取引、商品スワップ取引、通貨スワップ取引、為替予約取引

ヘッジ対象 … 当社及び一部の連結子会社の業務から発生する債権・債務

ヘッジ方針

当社及び一部の連結子会社の業務から発生する債権・債務に関わる、市場変動リスクの軽減・回避を目的とし、キャッシュ・フローを固定化、又は資産・負債に影響を及ぼす相場変動を相殺するものに限って行うこととしている。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計を四半期毎に比較することにより行っている。ただし、特例処理を採用している金利スワップ取引及び振当処理を採用している通貨スワップ取引については、有効性の評価を省略している。

② のれんの償却方法及び償却期間

20年以内に均等償却している。ただし、金額に重要性が乏しい場合には、発生した期に一時償却することとしている。

③ 借入金利子の資産取得原価算入

電気事業固定資産のうち、主要な電源設備等の建設のために充当した資金の利子については、「電気事業会計規則」(昭和40年通商産業省令第57号)により、資産の取得原価に算入している。

④ 特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法

有形固定資産のうち、特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法は、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年通商産業省令第 30 号）の規定に基づき、解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間にわたり、定額法で電気事業営業費用として費用計上する方法によっている。

ただし、エネルギー政策の変更等に伴って原子炉を廃止する場合で、積立期間延長申請に基づき経済産業大臣の承認を受けたときは、特定原子力発電施設の廃止日の属する月から起算して 10 年（廃止日が発電開始月から 40 年を経過している場合は、発電開始月から 50 年）が経過する月までの期間にわたり、定額法で費用計上することとなる。

なお、特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務は、解体費の総見積額を基準として計上している。

（追加情報）

2024 年 4 月 1 日に「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」（令和 5 年法律第 44 号、以下「改正法」という。）及び「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令」（令和 6 年経済産業省令第 21 号、以下「改正省令」という。）が施行されたことにより、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年通商産業省令第 30 号、以下「解体省令」という。）が廃止され、電気事業会計規則が改正された。

実用発電用原子炉に係る廃炉の実施に必要な費用は、従来、資産除去債務に計上し、資産除去債務相当資産については、解体省令の規定に基づき、解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間にわたり、定額法で電気事業営業費用として費用計上していたが、改正省令の施行日以降は、改正法第 3 条の規定による改正後の「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律」第 11 条第 2 項に規定する廃炉拠出金を、電気事業営業費用として計上することとなる。

原子力事業者は、従来、その各々が保有する実用発電用原子炉に係る廃炉の実施に要する資金を確保する責任を負っていたが、改正法に基づき、毎年度、使用済燃料再処理・廃炉推進機構（以下「機構」という。）に対して廃炉拠出金を納付することで費用負担の責任を果たすこととなり、機構は廃炉に要する資金の確保・管理・支弁を行う経済的な責任を負うこととなる。

これにより、翌連結会計年度において、資産除去債務相当資産 6,185 百万円及び資産除去債務 103,197 百万円を取崩す予定である。

改正法附則第 10 条第 1 項の規定により、廃炉推進業務に必要な費用に充てるため、機構に支払わなければならない金銭の総額は、改正省令附則第 7 条の規定により、未払廃炉拠出金に計上し、その額を費用として計上するが、今後、経済産業大臣から通知される予定である。また、同規定により、資産除去債務を取崩した額は当該費用から控除する予定である。

⑤ 廃炉円滑化負担金

廃炉の円滑な実施等を目的として廃炉会計制度が措置され、エネルギー政策の変更や安全規制の変更等に伴い廃止した原子炉においては、その残存簿価等について同制度の適用を受けることで一般送配電事業者の託送料金の仕組みを通じて回収している。

当社は、「電気事業法施行規則」（平成 7 年通商産業省令第 77 号）第 45 条の 21 の 12 の規定に基づき、原子力特定資産簿価及び原子力発電施設解体引当金の要引当額（以下「廃炉円滑化負担金」という。）について申請を行い、経済産業大臣の承認を得ている。

これを受け、中国電力ネットワーク株式会社において「電気事業法施行規則」（平成 7 年通商産業省令第 77 号）第 45 条の 21 の 11 の規定に基づき、託送供給等約款の変更を行い、廃炉円滑化負担金の回収を行っている。

⑥ 使用済燃料の再処理等の実施に要する拠出金の計上方法

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 40 号、以下「改正法」という。）に基づき、使用済燃料再処理機構（以下「機構」という。）に拠出金を納付することにより原子力事業者の費用負担の責任が果たされ、機構が再処理等を実施することになった。なお、改正法第 4 条第 1 項に基づき、原子力発電所の運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて算定した拠出金を電気事業営業費用として費用計上する方法によっている。

また、機構に対する拠出金には改正法第 2 条の規定により使用済燃料の再処理関連加工に係る拠出金が含まれており、当該拠出金については、使用済燃料再処理関連加工仮勘定に計上している。

⑦ 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債（年金資産の額が退職給付債務を超える場合には退職給付に係る資産）に計上している。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として給付算定式基準によっている。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として1年）による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理している。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整のうえ、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上している。

⑧ グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用している。

⑨ 金額単位

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

(会計上の見積りに関する注記)

繰延税金資産

1. 当連結会計年度に計上した金額

75,406 百万円

2. 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、中期経営計画等に基づく将来の課税所得の見積りにより、回収可能と判断した部分について繰延税金資産を計上しており、当該課税所得の見積りには、燃料・電力市場価格、販売電力量及び発電電力量の予測等を勘案し、現時点で利用可能な情報に基づいた販売単価などの仮定が含まれている。

したがって、競争環境の変化、燃料価格の変動等の予測し得ない要因により、これらの仮定に重要な変更が生じ、将来の課税所得の減少が見込まれることになった場合には、繰延税金資産の回収可能性に影響を与える可能性がある。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産及び担保付債務

(1) 当社

担保資産

総財産を社債及び株式会社日本政策投資銀行借入金の一般担保に供している。

担保付債務

社債

1,127,785 百万円

(1年以内に償還すべき金額を含む。)

株式会社日本政策投資銀行借入金

180,000 百万円

(1年以内に返済すべき金額を含む。)

(2) 連結子会社

担保資産

その他の固定資産

615 百万円

その他の流動資産

4,743 百万円

担保付債務

長期借入金

462 百万円

(1年以内に返済すべき金額を含む。)

その他の流動負債

3,823 百万円

(3) 一部の連結子会社の出資会社における金融機関からの借入金等に対して担保に供している資産

その他の投資等

21,688 百万円

なお、出資会社が債務不履行となった場合の連結子会社の負担は、当該出資等の金額に限定されている。

2. 有形固定資産の減価償却累計額		4,579,705 百万円
3. 偶発債務		
保証債務		
日本原燃株式会社		46,983 百万円
従業員〔提携住宅ローン〕		13,935 百万円
海田バイオマスパワー株式会社		10,515 百万円
水島エコワークス株式会社		3,915 百万円
やまぐち港湾運営株式会社		2,440 百万円
Jimah East Power Sdn. Bhd.		1,843 百万円
その他		742 百万円
	合計額	80,374 百万円
4. 受取手形、売掛金及び契約資産のうち顧客との契約から生じた債権及び契約資産		
受取手形	2,191 百万円	
売掛金	108,616 百万円	
契約資産	3,571 百万円	
5. 会社法以外の法令の規定により計上している引当金		
湯水準備引当金（「電気事業法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第72号）附則第16条第3項及び改正前の電気事業法（昭和39年法律第170号）第36条）		

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	387,154,692	—	—	387,154,692

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	26,904,338	16,237	465	26,920,110

(変動事由)

増加数の主な内訳

単元未満株式の買取りによる増加	13,363 株
持分法適用会社の持分比率増加に伴う 自己株式（当社株式）の当社帰属分の増加	2,874 株

減少数の主な内訳

単元未満株式の売渡しによる減少	465 株
-----------------	-------

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2023年10月31日 取締役会	普通株式	1,801 百万円	5.00 円	2023年9月30日	2023年11月30日

(注) 配当金の総額は内部取引消去後

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの  
2024年6月26日開催の定時株主総会において、次の議案を付議する。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	10,815 百万円	30.00 円	2024年3月31日	2024年6月27日

(注) 配当金の総額は内部取引消去前

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、事業の大半を電気事業が占めており、事業を行ううえで必要な設備投資資金・運転資金を、計画に基づき、主に社債、長期借入金、短期借入金及びコマーシャル・ペーパーにより調達している。資金運用については、計画に基づいて安全性の高い金融資産で運用することとしている。

デリバティブ取引は、当社及び一部の連結子会社の業務から発生する債権・債務（実需取引）のみを対象とすることを原則とし、投機目的の取引は行わない。

長期投資（その他有価証券）は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に株式の時価や出資先の財務状況等を把握している。

受取手形及び売掛金はその過半を電気事業に係る債権が占め、顧客の信用リスクに晒されている。当該リスクに関しては、電気供給約款等に基づき、顧客ごとに期日管理及び残高管理を行っている。

社債及び借入金は主に設備投資資金として調達している。有利子負債残高の多くは固定金利で調達した長期資金（社債、長期借入金）であるため、市場金利の変動による業績への影響は限定的と考えられる。

支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日である。

デリバティブ取引は、市場変動リスクの軽減・回避を目的に、金利スワップ取引、商品スワップ取引、通貨スワップ取引及び為替予約取引を利用している。当社ではデリバティブ取引の執行箇所から独立した管理箇所を設置し、実施決定権限、執行・報告・管理方法等を定めた社内規程に従って、取引を適切に管理している。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
資産			
(1) 長期投資			
その他有価証券	12,041	12,041	-
負債			
(2) 社債	1,227,785	1,173,709	△54,075
(3) 長期借入金	1,675,959	1,665,794	△10,164
(4) デリバティブ取引			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	1,311	1,311	-
②ヘッジ会計が適用されているもの	9,520	9,520	-

(注1) 市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額 45,879 百万円）は、「(1)長期投資 その他有価証券」に含めていない。

(注2) 「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」「コマーシャル・ペーパー」は、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略している。

(注3) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略している。なお、当該出資の連結貸借対照表計上額は 368 百万円である。

(注4) 社債及び長期借入金については、1年以内に返済予定のものを含めている。

(注5) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合は（ ）で示している。

(注6) 通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象と一体として処理されているため、その時価は、当該ヘッジ対象の時価に含めて記載している。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類している。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類している。

## (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期投資				
その他有価証券				
株式	12,021	-	-	12,021
投資信託	-	20	-	20
デリバティブ取引				
商品関連	-	500	-	500
通貨関連	-	10,757	-	10,757
資産計	12,021	11,278	-	23,299
デリバティブ取引				
商品関連	-	426	-	426
通貨関連	-	-	-	-
負債計	-	426	-	426

## (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	-	1,173,709	-	1,173,709
長期借入金	-	1,665,794	-	1,665,794
負債計	-	2,839,504	-	2,839,504

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期投資

上場株式の時価は、相場価格を用いて評価している。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類している。

投資信託の時価は、市場における取引価格が存在しないことから、基準価額を時価としており、レベル2の時価に分類している。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は、市場価格があるものは当該市場価格、市場価格がないものは取引先金融機関等から提示された価格、又はその価格を用いて算定しており、当該提示された価格は、観察可能な金利、外国為替及び石炭の先物価格等をインプットとしていることなどから、これらの時価をレベル2の時価に分類している。

社債

社債の時価は、市場価格があるものは、当該市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を同様の社債を発行した場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算定しており、それぞれレベル2の時価に分類している。なお、一部の社債は、通貨スワップの振当処理の対象とされており、当該通貨スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の社債を発行した場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算定している。

長期借入金

長期借入金の時価は、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類している。変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社グループの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類している。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	1,679円11銭
1株当たり当期純利益	370円59銭

(重要な後発事象に関する注記)

固定資産の譲渡

当社は、2024年1月に廃止した旧下関発電所の土地、建物及び設備について、4月24日、丸一鋼管株式会社へ現状有姿で譲渡することを決定した。

1. 譲渡の理由

旧下関発電所については、2022年5月23日の廃止の社内決定以降、資産の有効活用の観点から、自社活用も含め、幅広くかつ中長期的視点に立って活用方法を検討していた。

そのような中、譲渡先より旧下関発電所の譲受希望の申出があり、協議を重ねた結果、合意に至った。

2. 旧下関発電所の概要

所在地	山口県下関市長府港町13番1 ほか
土地（公簿面積）	約32.6万㎡
建物概要	事務所 約3,755㎡ ほか
設備概要	ボイラ、タービン ほか

3. 譲渡先の概要

名称	丸一鋼管株式会社
本社所在地	大阪市中央区難波五丁目1番60号
代表者の役職・氏名	代表取締役会長兼CEO 鈴木 博之
資本金	95億円
設立年月日	1948年3月1日

4. 譲渡価格等

譲渡価格 (a)	37億円
帳簿価額及び譲渡経費等 (b)	107億円
譲渡損 (a-b)	70億円

※金額は現時点のものであり変動する可能性がある。

5. 譲渡の日程

引渡日：2024年5月下旬（予定）

(収益認識に関する注記)

1. 収益の分解情報

(単位：百万円)

	総合エネルギー事業	送配電事業	情報通信事業
顧客との契約から生じる収益	1,275,367	165,399	33,257
その他の収益	111,341	1,072	184
外部顧客への売上高	1,386,708	166,471	33,441

各事業の主な内容

総合エネルギー事業 … 発電事業、電力販売事業、燃料販売事業、熱供給事業

送配電事業 … 一般送配電事業

情報通信事業 … 電気通信事業、情報処理事業

「総合エネルギー事業」及び「送配電事業」の「その他の収益」において、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」及び「デフレ完全脱却のための総合経済政策」に基づき実施されている「電気・ガス価格激変緩和対策事業」により受領した補助金が、それぞれ110,014百万円、1,072百万円含まれている。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 3. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりである。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めていない。当社グループの主要な事業における残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりである。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	50,468
1年超3年以内	48,815
3年超	43,509
合計	142,793

(その他の注記)

1. 「電気事業会計規則」の改正

「電気事業会計規則」(昭和40年通商産業省令第57号)が改正されたため、改正後の電気事業会計規則に準じて連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表を作成している。

2. 連結損益計算書における特別損益科目の説明

特別損失

当社の連結子会社であるエネルギー・パワー山口株式会社及びChugoku Electric Power Australia Resources Pty. Ltd.において、事業環境の悪化等に伴い、将来の回収可能性を検討した結果、投資の回収は困難であると判断し、減損損失9,532百万円を計上している。

(1) グループिंगの方法

電気事業のうち、発電・電力販売事業に使用している固定資産は、発電から販売に至るまですべての資産が一体となってキャッシュ・フローを生成していることから、全体を1つの資産グループとしている。

電気事業のうち、一般送配電事業に使用している固定資産は、送電、変電及び配電等に係るすべての資産が一体となってキャッシュ・フローを生成していることから、全体を1つの資産グループとしている。

電気事業以外の事業に使用している固定資産は、事業ごと又は地点ごととしている。

上記以外のその他の固定資産は、原則として地点ごと又は個別資産ごととしている。

(2) 資産の概要及び金額

グループिंगをもとに認識された減損損失は9,532百万円(その他の固定資産、建設仮勘定及び除却仮勘定)であり、固定資産は以下のとおりである。

用途	場所	種類	減損損失 (百万円)
防府バイオマス発電所 (エネルギー・パワー山口株式会社)	山口県防府市	建物	538
		機械装置・その他	6,036
小計			6,574
石炭鉱山権益 (Chugoku Electric Power Australia Resources Pty. Ltd.)	オーストラリア	土地	87
		建物	733
		機械装置・その他	2,136
小計			2,957
合計			9,532

(3) 回収可能価額の算定方法

対象資産の回収可能価額は使用価値又は正味売却価額を使用している。使用価値は、将来キャッシュ・フローに対し、資本コストに基づいた割引率を適用して算定している。正味売却価額は、売却価額等合理的な見積りにより算定している。

## ■ 計算書類

# 株主資本等変動計算書

2023年4月1日から  
2024年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金				
					特定災害防止準備金	別途積立金			繰越利益剰余金
<b>当事業年度期首残高</b>	197,024	28,173	48	46,381	72	144,000	△ 132,578	△ 38,486	244,635
<b>当事業年度変動額</b>									
利益準備金の積立				180			△ 180		—
利益準備金の取崩				△ 46,381			46,381		—
特定災害防止準備金の積立					2		△ 2		—
別途積立金の取崩						△ 144,000	144,000		—
剰余金の配当							△ 1,802		△ 1,802
当期純利益							112,069		112,069
自己株式の取得								△ 12	△ 12
自己株式の処分			△ 0					0	0
株主資本以外の項目の当該事業年度変動額(純額)									
<b>当事業年度変動額合計</b>	—	—	△ 0	△ 46,201	2	△ 144,000	300,465	△ 12	110,254
<b>当事業年度末残高</b>	197,024	28,173	48	180	75	—	167,886	△ 38,498	354,889

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
<b>当事業年度期首残高</b>	3,316	△ 4,844	△ 1,528	243,107
<b>当事業年度変動額</b>				
利益準備金の積立				—
利益準備金の取崩				—
特定災害防止準備金の積立				—
別途積立金の取崩				—
剰余金の配当				△ 1,802
当期純利益				112,069
自己株式の取得				△ 12
自己株式の処分				0
株主資本以外の項目の当該事業年度変動額(純額)	2,937	5,546	8,483	8,483
<b>当事業年度変動額合計</b>	2,937	5,546	8,483	118,737
<b>当事業年度末残高</b>	6,253	701	6,954	361,844

(注) 資本剰余金及び利益剰余金の各合計欄は記載を省略している。

# 個 別 注 記 表

2023年 4月 1日から

2024年 3月 31日まで

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

## 1. 資産の評価基準及び評価方法

### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 … 原価法

子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法

その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの

… 決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している。)

市場価格のない株式等

… 移動平均法による原価法

### (2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準 … 原価法 (収益性低下による簿価切下げの方法)

評価方法 貯蔵品のうち石炭、燃料油、ガス、バイオマス燃料及び一般貯蔵品 … 総平均法

特殊品 … 個別法

## 2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 … 法人税法に定める耐用年数に基づく定額法

無形固定資産 … 法人税法に定める耐用年数に基づく定額法

## 3. 引当金の計上基準

### (1) 貸倒引当金

売掛債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

### (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (1年) による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (5年) による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理している。

### (3) 景品表示法関連損失引当金

景品表示法に基づく課徴金について、対象となる取引内容を踏まえて合理的に算定した金額を計上している。

### (4) 漏水準備引当金

漏水による損失に備えるため、「電気事業法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第72号) 附則第16条第3項の規定に基づき、改正前の電気事業法(昭和39年法律第170号) 第36条の規定により、「漏水準備引当金に関する省令」(平成28年経済産業省令第53号) に定める額を計上している。

## 4. 収益及び費用の計上基準

当社における主要な事業は電気の発電・販売事業であり、顧客との需給契約に基づいて電気を供給する義務を負っている。当該取引に係る料金収入については、毎月の検針により決定した電力量に基づき収益計上を行っている。

## 5. その他貸借対照表等の作成のための基本となる重要な事項

### (1) 繰延資産の処理方法

社債発行費は支出時に費用としている。

(2) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用している。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については特例処理を、振当処理の要件を満たしている通貨スワップ取引については振当処理を採用している。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ取引、商品スワップ取引、通貨スワップ取引、為替予約取引

ヘッジ対象…当社業務から発生する債務

ヘッジ方針

当社業務から発生する債権・債務に関わる、市場変動リスクの軽減・回避を目的とし、キャッシュ・フローを固定化、又は資産・負債に影響を及ぼす相場変動を相殺するものに限って行うこととしている。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計を四半期毎に比較することにより行っている。ただし、特例処理を採用している金利スワップ取引及び振当処理を採用している通貨スワップ取引については、有効性の評価を省略している。

(3) 借入金利子の資産取得原価算入

電気事業固定資産のうち、主要な電源設備等の建設のために充当した資金の利子については、「電気事業会計規則」(昭和40年通商産業省令第57号)により、資産の取得原価に算入している。

(4) 特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法

有形固定資産のうち、特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法は、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」(平成元年通商産業省令第30号)の規定に基づき、解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間にわたり、定額法で原子力発電施設解体費として費用計上する方法による。

ただし、エネルギー政策の変更等に伴って原子炉を廃止する場合で、積立期間延長申請に基づき経済産業大臣の承認を受けたときは、特定原子力発電施設の廃止日の属する月から起算して10年(廃止日が発電開始月から40年を経過している場合は、発電開始月から50年)が経過する月までの期間にわたり、定額法で費用計上することとなる。

なお、特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務は、解体費の総見積額を基準として計上している。

(追加情報)

2024年4月1日に「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」(令和5年法律第44号、以下「改正法」という。)及び「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令」(令和6年経済産業省令第21号、以下「改正省令」という。)が施行されたことにより、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」(平成元年通商産業省令第30号、以下「解体省令」という。)が廃止され、電気事業会計規則が改正された。

実用発電用原子炉に係る廃炉の実施に必要な費用は、従来、資産除去債務に計上し、資産除去債務相当資産については、解体省令の規定に基づき、解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間にわたり、定額法で原子力発電施設解体費として費用計上していたが、改正省令の施行日以降は、改正法第3条の規定による改正後の「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律」第11条第2項に規定する廃炉拠出金を、廃炉拠出金費として計上することとなる。

原子力事業者は、従来、その各々が保有する実用発電用原子炉に係る廃炉の実施に要する資金を確保する責任を負っていたが、改正法に基づき、毎年度、使用済燃料再処理・廃炉推進機構(以下「機構」という。)に対して廃炉拠出金を納付することで費用負担の責任を果たすこととなり、機構は廃炉に要する資金の確保・管理・支弁を行う経済的な責任を負うこととなる。

これにより、翌事業年度において、資産除去債務相当資産6,185百万円及び資産除去債務103,197百万円を取崩す予定である。

改正法附則第10条第1項の規定により、廃炉推進業務に必要な費用に充てるため、機構に支払わなければならない金銭の総額は、改正省令附則第7条の規定により、未払廃炉拠出金に計上し、その額を費用として計上するが、今後、経済産業大臣から通知される予定である。また、同規定により、資産除去債務を取崩した額は当該費用から控除する予定である。

(5) 廃炉円滑化負担金

廃炉の円滑な実施等を目的として廃炉会計制度が措置され、エネルギー政策の変更や安全規制の変更等に伴い廃止した原子炉においては、その残存簿価等について同制度の適用を受けることで一般送配電事業者の託送料金の仕組みを通じて回収している。

当社は、「電気事業法施行規則」(平成7年通商産業省令第77号)第45条の21の12の規定に基づき、原子力特定資産簿価及び原子力発電施設解体引当金の要引当額(以下「廃炉円滑化負担金」という。)について申請を行い、経済産業大臣の承認を得ている。

これを受け、中国電力ネットワーク株式会社において「電気事業法施行規則」(平成7年通商産業省令第77号)第45条の21の11の規定に基づき、託送供給等約款の変更を行い、廃炉円滑化負担金の回収及び当社への払い渡しを行っており、当社は、払い渡された廃炉円滑化負担金について、「電気事業会計規則」(昭和40年通商産業省令第57号)に基づき、廃炉円滑化負担金相当収益として計上している。

(6) 使用済燃料の再処理等の実施に要する拠出金の計上方法

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律」(平成28年法律第40号、以下「改正法」という。)に基づき、使用済燃料再処理機構(以下「機構」という。)に拠出金を納付することにより原子力事業者の費用負担の責任が果たされ、機構が再処理等を実施することになった。なお、改正法第4条第1項に基づき、原子力発電所の運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて算定した拠出金を使用済燃料再処理等拠出金費として費用計上する方法によっている。

また、機構に対する拠出金には改正法第2条の規定により使用済燃料の再処理関連加工に係る拠出金が含まれており、当該拠出金については、使用済燃料再処理関連加工仮勘定に計上している。

(7) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用している。

(8) 金額単位

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

(会計上の見積りに関する注記)

繰延税金資産

1. 当事業年度に計上した金額

61,600 百万円

2. 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は、中期経営計画等に基づく将来の課税所得の見積りにより、回収可能と判断した部分について繰延税金資産を計上しており、当該課税所得の見積りには、燃料・電力市場価格、販売電力量及び発電電力量の予測等を勘案し、現時点で利用可能な情報に基づいた販売単価などの仮定が含まれている。

したがって、競争環境の変化、燃料価格の変動等の予測し得ない要因により、これらの仮定に重要な変更が生じ、将来の課税所得の減少が見込まれることになった場合には、繰延税金資産の回収可能性に影響を与える可能性がある。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保権を設定している資産及び担保付債務

総財産を社債及び株式会社日本政策投資銀行借入金の一般担保に供している。

社債

1,127,785 百万円

(1年以内に償還すべき金額を含む。)

株式会社日本政策投資銀行借入金

180,000 百万円

(1年以内に返済すべき金額を含む。)

2. 有形固定資産の減価償却累計額

2,315,374 百万円

### 3. 偶発債務

#### 保証債務

日本原燃株式会社	46,983 百万円
エネルギー・パワー山口株式会社	12,542 百万円
海田バイオマスパワー株式会社	10,515 百万円
従業員〔提携住宅ローン〕	6,833 百万円
Chugoku Electric Power Australia Resources Pty.Ltd.	4,335 百万円
中電環境テクノス株式会社	4,152 百万円
水島エコワークス株式会社	3,915 百万円
Chugoku Electric Power International Netherlands B.V.	3,000 百万円
やまぐち港湾運営株式会社	2,440 百万円
Jimah East Power Sdn. Bhd.	1,843 百万円
C&Cインベストメント株式会社	1,461 百万円
株式会社エネルギー・ソリューション・アンド・サービス	1,408 百万円
その他	346 百万円
合計額	99,775 百万円

#### 4. 関係会社に対する金銭債権・債務

関係会社に対する長期金銭債権	404,512 百万円
関係会社に対する短期金銭債権	49,600 百万円
関係会社に対する長期金銭債務	5,537 百万円
関係会社に対する短期金銭債務	125,791 百万円

#### 5. 損益計算書に記載されている附帯事業に係る固定資産の金額

LNG供給事業	
専用固定資産	16 百万円
他事業との共用固定資産の配賦額	2,132 百万円
合計額	2,148 百万円

#### 6. 会社法以外の法令の規定により計上している引当金

濁水準備引当金（「電気事業法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第72号）附則第16条第3項及び改正前の電気事業法（昭和39年法律第170号）第36条）

#### (損益計算書に関する注記)

##### 関係会社との取引高

営業取引高	費用	433,027 百万円、	収益	231,811 百万円
営業取引以外の取引高		5,672 百万円		

#### (株主資本等変動計算書に関する注記)

##### 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	26,650,107 株
------	--------------

#### (税効果会計に関する注記)

##### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

###### (繰延税金資産)

税務上の繰越欠損金	22,417 百万円
資産除去債務	13,630 百万円
修繕等工事費用	7,841 百万円
組織再編に伴う関係会社株式	7,379 百万円
減価償却資産償却超過額	7,220 百万円
有価証券評価損	4,823 百万円
使用済燃料再処理費用	2,068 百万円
その他	9,901 百万円
繰延税金資産小計	75,284 百万円
評価性引当額	△ 8,401 百万円
繰延税金資産合計	66,882 百万円

###### (繰延税金負債)

前払年金費用	△ 2,553 百万円
その他有価証券評価差額金	△ 2,353 百万円
その他	△ 376 百万円
繰延税金負債合計	△ 5,282 百万円

繰延税金資産の純額 61,600 百万円

2. グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い

当社は、グループ通算制度を適用している。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理及びこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っている。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	中国電力ネットワーク株式会社	所有 直接100%	資金貸借 取引	社債の償還(注1)	89,434	関係会社 長期投資	480,841
				社債利息の受取(注2)	2,883	関係会社 短期債権	606
				資金の貸付(注3)	119,000	関係会社 長期投資	375,000
				資金の預り(注3)	35,454	関係会社 短期債務	37,032

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 中国電力ネットワーク株式会社が発行した社債(当社が発行した社債等と同様の条件で引受)について償還を受けている。

(注2) 中国電力ネットワーク株式会社が発行した社債を当社が引き受けたことに係る利息の受取である。

(注3) 資金の貸付及び資金の預りは、CMS(キャッシュ・マネジメント・サービス)に係るものであり、市場金利を勘案して利率を合理的に決定している。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	1,003円72銭
1株当たり当期純利益	310円86銭

(重要な後発事象に関する注記)

固定資産の譲渡

当社は、2024年1月に廃止した旧下関発電所の土地、建物及び設備について、4月24日、丸一鋼管株式会社へ現状有姿で譲渡することを決定した。

1. 譲渡の理由

旧下関発電所については、2022年5月23日の廃止の社内決定以降、資産の有効活用の観点から、自社活用も含め、幅広くかつ中長期的視点に立って活用方法を検討していた。

そのような中、譲渡先より旧下関発電所の譲受希望の申出があり、協議を重ねた結果、合意に至った。

2. 旧下関発電所の概要

所在地	山口県下関市長府港町13番1ほか
土地(公簿面積)	約32.6万㎡
建物概要	事務所 約3,755㎡ ほか
設備概要	ボイラ、タービン ほか

3. 譲渡先の概要

名称	丸一鋼管株式会社
本社所在地	大阪市中央区難波五丁目1番60号
代表者の役職・氏名	代表取締役会長兼CEO 鈴木 博之
資本金	95億円
設立年月日	1948年3月1日

4. 譲渡価格等

譲渡価格	(a)	37億円
帳簿価額及び譲渡経費等	(b)	107億円
譲渡損	(a-b)	70億円

※金額は現時点のものであり変動する可能性がある。

5. 譲渡の日程

引渡日 : 2024年5月下旬(予定)

(その他の注記)

1. 「電気事業会計規則」の改正

「電気事業会計規則」(昭和40年通商産業省令第57号)が改正されたため、改正後の電気事業会計規則により貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表及び計算書類の附属明細書を作成している。

2. 電気・ガス価格激変緩和対策事業への参画

「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」及び「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づき実施されている「電気・ガス価格激変緩和対策事業」により、国が定める値引き単価による電気料金の値引きを行っており、その原資として受領した補助金109,442百万円を「電気事業雑収益」に計上している。